



# 中山間地域の地方道改良に伴う歩道設置の考え方について（通知）

技術基準の種類：例規  
通知日：平成7年9月25日

道第262号  
平成7年9月25日

各土木事務所長

道路課長  
(公印省略)

中山間地域の地方道改良に伴う歩道設置の考え方について（通知）

このことについて、別紙のとおり建設省地方道課より通知がありましたので、今後の歩道設計の参考としてください。

なお、貴管内における市町村についても周知徹底をお願いします。

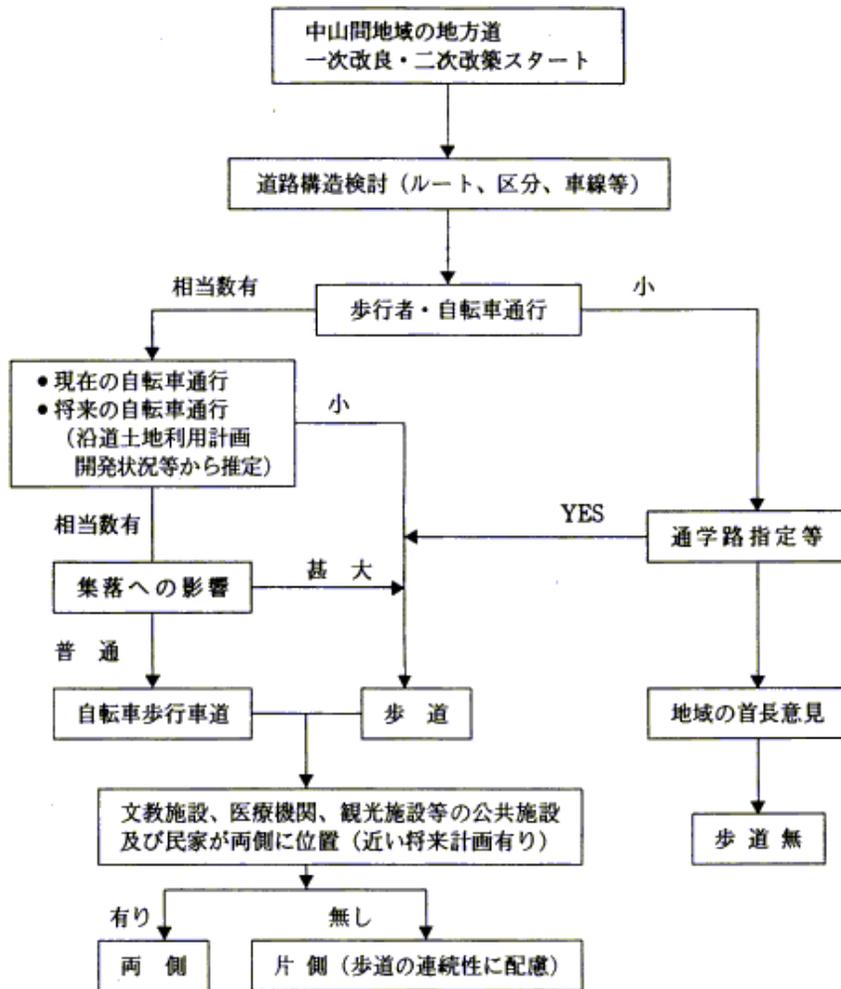
中山間地域の地方道改良に伴う歩道設置の考え方

地方道課  
平成7年7月

## 1. 主旨

平成5年11月25日の道路構造例の改正の伴い、「歩道等の最小幅員の拡大等」が行われたところであるが（参考-1）、特に中山間地域においては、地形が険しいうえ狭い可住宅に多数の住居が点在する等、市街地や平地部に比べて、歩道、自歩道の設置は難しい場合が多く、計画どおり実施すると、地域として貴重な家屋、耕地が道路用地として買収となり、一層過疎化を進めるような恐れや、急峻な地形上、切土法面が大規模になり、防災、管理面でも課題となることが多い。

このような背景のもとに、中山間地域の地方道改良にあたり、地域の状況に即して、かつ、構造令を満足する歩道、自歩道計画の考え方をとりまとめたものである。



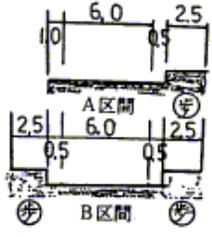
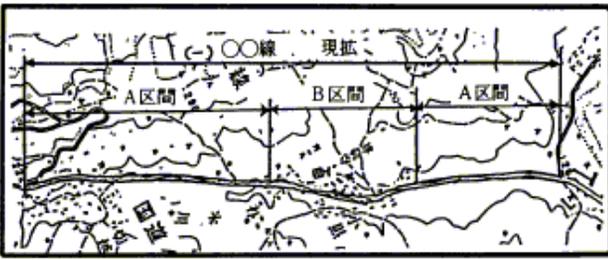
## 2. 留意事項

- この「中山間地域」とは、人家、集落が点在し、主として一次改築により整備を図ろうとする地域である。
- 中山間地域において、歩行者、自転車の通行が相当数ある場合は、歩道または、自歩道を設置することを基本とする。
- 中山間地域の人家連担地区において、歩道・自歩道を計画する場合、必要性の他、「集落への影響」（例えば、自歩道を計画した場合、相当数の家屋が移転となる、貴重な耕地が潰れる、切土法面が大規模となり防災管理上の課題となる等）を考慮し、画一的になるのではなく、地域状況に則した計画とする。（例示参照）

- (4) 歩道、自歩道が必要となった場合でも、中山間地域特性（沿道が河川・法面等で、沿道開発の可能性が無い）を考慮すると片側としても良い。ただし、家屋立地状況や学校、病院等の公共施設の設置計画やそのアクセス機能から両側に設置する必要が認められる場合は、この限りでない。（歩道、自歩道の連続性に留意すること）
- (5) 幅員については、構造令に示す最小幅員以上を確保する。  
 \* 第3種道路 自歩道 3.0m+0.5m（施設余裕幅）以上  
 歩道 2.0m+0.5m（ " " ）  
 トンネル、橋梁部において、施設余裕幅の0.5mは、路上施設の設置が必要ない場合は中山間地域に限らず省略しても良い。
- (6) 普段の利用は無いが、季節的利用（ハイカー等）が考えられる区間は、並行する他の遊歩道等の活用により有機的に連携・誘導を図り、当該区間の歩道、自歩道を省略しても良い。
- (7) 既に計画を公表済みや用地買収に着手等で、幅員を変更した場合、地元混乱が予想されるものは、従前の計画で事業を進めることもやむを得ない。
- (8) 積雪寒冷地における堆雪帯については、適宜別途判断する。

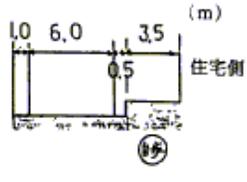
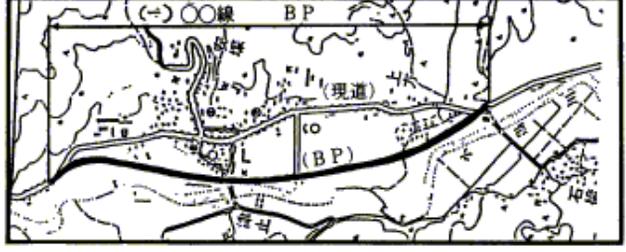
<参考> 中山間地域の地方道における歩道・自歩道設置計画事例  
 事例 - 1 人家連担地区の現道拡幅

- \* 両側人家連担
- \* 支障家屋多数
- \* 歩行者・通学児童有り



事例 - 2 人家連担地区のバイパス（沿道開発計画無し）

- \* 人家連担部を迂回
- \* 歩行者・自転車有り
- \* 両側の必要性小



事例 - 3 人家連担地区のバイパス（沿道開発計画有り）

- \* 大規模バイパス
- \* 沿道開発予定地区
- \* 歩行者・自転車利用見込み

